

さらには、いま申しましたような消防対象のいろいろな複雑化、規模の大きくなること等からいたしまして、科学消防力の充実というような問題が、現在日本の消防に課せられておる大きな問題でもありますし、また、石油あるいはLPG等の需要の増加に伴いまして、大型タンカーの接岸がますます頻度を加えてまいりますので、これに対する消防艇の拡充というような問題も大きな問題であらうと存じます。以上が一応当面する問題でございます。

さらに、最近いろいろと話題になつております
超高層、地下街に対する消防対策について一言触
れてみたいと存じます。去る十八日に三井駒が関
ビルもオープンいたしまして、あれに対する消防
対策はどうかといふことをよく質問される
わけであります。あの建物には、現在消防装
備、施設いたしましては、最高のものが設置さ
れております。一応火災、風水害、あるいはま
た、地震等に対しましてもだいじょぶだとは思
いますものの、絶対安全であるとは言い切れない
と存します。さらにもた、地下街等におきましては大
きく取り組んでおるわけであります。特に、これ
らの超高層、地下街の消防対策の問題点といたし
ます点は、万が一のことがありました場合に、消
防隊の進入が非常に困難である。はしご車もせい
ぜい十階程度しか届きませんし、また、地下街等
は御案内のように、入口が制約される関係から、
どこからでも消防隊が進入するといふことは困難
であります。また最近、超高層には限りませんけ
れども、無窓建築といふような建物がずいぶんふ
えてまいります。超高層のああいう建物におきま
しても、窓はガラスのはめ込みでありますし、開
閉ができるないといふような建築様式が多分に取り
入れられる関係からいたしましても、いま申しま
したような消防隊の進入が非常に困難であるとい

もう一つの問題点は、超高层、地下街には限りませんけれども、鉄筋不燃建築の火災では、燃焼が緩慢である、煙焼——くすぶるというような形態であります。関係からいたしまして、室内に非常に濃煙と熱気が充満するというのが大きな特徴であります。これらをおかして消防隊が進入し、燃えているものに直接水をかける、あるいは消火活動をするということの非常な障害になるわけであります。煙焼が出ないようになると、どうな関係から、いろいろな内装や、あるいはまた、什器備品等を不燃化する、あるいはまた、それを防炎処理するといふようなことも今後大いに研究もし、また、規制を強化していくなければならぬといふにも考えておりますし、熱気の排除というような問題、あるいは排煙といふような機械的な問題も、今後におきましては、これはまあ建築基準法にも現在技術上の基準がございませんけれども、こういふような問題も基準をつくるにまして、ひとり消防対策の完備だけでなく、建物全体の安全をさらにはかつていかなければならぬ、こういうふうに考えております。

専従する人員の確保が困難な実情にあります。東京におきましては比較的恵まれてゐるとは申しますものの、一署平均いたしますと十五人程度しか予防課員の配置がございません。これらの人員で数多くの建物を査察するということは、非常に効率的に見ても困難でもあります。しかしながら、これは何としてもやらなければならぬことがありますので、二部勤務の当番に従事して、あけたまに非番の日の人員を充足いたしまして、予防課員の行なり査察をカバーしているような実情であります。

さらに、これらの問題に対しまして、違反処理の問題があるわけであります。消防法には、そわらの違反があつたといふ場合においては、措置命令を出して、その措置命令になお服さない者に対する告発をし、あるいはまた、その結果によりましては、体刑、罰金刑というようなものが規定されておりますが、現実の問題となりますと、告発をして体刑、罰金刑を課すというようなところの段階にまでは、よほどの問題でないといきかれてゐるような実情であります。もう少し簡便な形で行政措置ができるといふことは思ひますものの、現在の法律上これも非常に困難な問題であります。と存じますが、それらの問題をからみ合させて今後も査察の問題をさらに充実してまいりたい、かように考えておる次第であります。

さらにも、今回の法改正には、今まで予防関係のほうに非常に多かつたのであります。火災の現場における規制が改正案の中に載つております。たとえばガス、火薬その他の危険物が漏洩した場合に警戒区域を設定する、あるいは火氣の使用、立ち入り禁止を命ずるといふ条文が入っております。また、火災現場における消防隊の活動がやりやすくなる条文が今初めて挿入されたのであります。私ども現場を延焼防止や人命救助に必要な場合にはその情報を求めることができると、こういう火災現場における消防隊の活動がやりやすくなる条文が今

いたしまして、冒頭申し述べましたように、二十年間他の行政に見ないほど飛躍的發展を遂げましたものの、その中にはいろいろと法の改正、あるいはまた、財政上のバックアップの形等からいたしまして、國なり府県なりの御配意がこのよろな結果になつたと存じます。私は東京の消防監督でありますと同時に、全国消防長会の会長もしております関係から、全国の中小都市の消防の実情もよく承知いたしておりますが、何としても國なり府県の補完行政をさらに整備していくたゞくといふよな一面と、もう一つは、消防自体が積極的にに向きな姿勢で、当面する財政なり法改正なり査察の問題を取り組みまして、その担当する市町村の区域の消防治安の万全を期してまいりたいという、さらに決意を新たにしている次第であります。

はなはだ短い時間で、ざっぱくな説明でありますたが、以上をもちまして説明を終わらしていただきまます。

○委員長(津島文治君) ありがとうございます。

統いて伊能参考人にお願いいたします。

○参考人(伊能芳雄君) 消防審議会の今までの答申してまいりました経過を簡単に申し上げますと、もともと、消防審議会がまだ法律によらない審議会がつくられまして、その審議会の答申に基づきまして、消防法の一部改正が行なわれて、消防審議会委員の任命を受け、さらに会長の選任を受けまして、自來今日に至つておるような次第でございます。その間、消防庁長官の累次にわたり諒間に対しまして、答申を重ねてまいりましたが、そのつど、それぞれ法制化され、あるいは運営についての参考にされてきたものと考えておるのでございますが、今回、消防法及び消防組織法

の一部改正案が提案されております。問題は、過般、「超高層建築物及び地下街の防災対策に関する答申」を昨年十一月八日に出しておりますが、これの内容からとられたものが多いようと考えますので、この問題を中心として申し上げてみたいと考えるものでございます。

この答申を出すに至りました諧問は、特殊火災対策といふような問題でございましたので、これにつきまして、まず、最近いろいろ火災事故の多い石油問題、ことに石油コンビナートの問題についてまづ取り組んだのでございまして、この問題をまず答申し、その後に、この超高層建築物及び地下街の防災対策に関して取り組んだわけでございますが、それぞれの分野における委員方が非常に長い間勉強してくださいまして、浜田という建築の学者でございますが、この人が部会長となつてこの問題を取り組んでまいつたのでございますが、この問題を御答申するに至りましたまでに、おそらく半年くらいかけておつたと思います。これにつきましては、最近における経済成長、したがつて、社会生活、経済生活の複雑化、建物の高層化、地下化、下と上と両方伸びつつある。したがいまして、その間起こる火災並びに事故というものが今までと非常に態様を異にしてまいつておるというようなことが中心として言われたのでござりますが、ただ、何と申しましても数十年に一回くらいしか起らぬといふ非常にレアケースをこういうと非常に取り上げるわけにまいりません。同時に、非常にそういうレアケースでも起これば、あるいは人命に、あるいは財産に非常に経済的な損害を受けるというようなこともありますから、この間の調和、つまり、そういう事故の起こる確率、起こり得る頻度、あるいは、そういうことに対する非常な企業の負担、さらには企業の社会的責任、こういうようなものを十分頭に置きながら、それらの調和をはかっていかなければならなかつた。これを極端に申しますと、企業はそんなむずかしい設備をするよりは、一切を保険に入つておいて保険で解決するということを考え

るかも知れない。これは企業だけの立場から見れば、それも成り立つわけであります。しかしながら、それでは企業の社会的責任は果たされないのじゃないかというようなところ、そういういたような問題から、これらの点について調和をはかり、それがつまり、具体的には常識をもつて判定しなければならなかつたのでございまして、これを全部行なつたら、それでは人命に關する大きな事故などは起こり得ないかと言えは、それをこれが保証するほど高い次元のものとは申し上げられないのでございます。と申しますことは、いま申しましたように、極端にいえば數十年に一回起こり得るか起こり得ないかわからないようなことまで考えながら、非常に企業に大きな負担をかけるといふことは、これもなし得ないところであり、同時にまた、そうかといって、しばしば起くるのにさっぱり設備ができないというようなものであつてもならない、こういうような間ににおける調和、悪くいえば妥協と申しましようが、そういうものがこの答申の中にあらわれておるわけでございまして、その点はどうぞお含みをいただきまして、この答申を御参考にしていただきたいと思うのでございます。

その内容をなすものは、いろいろの問題にわかつておりますが、ことに建設省とは非常に深い関係をしておる、つまり、建築基準法、これは消防だけでは解決し得ない問題でございます。あるいはガスや何か、有毒ガスのようなものになりますといふと、通産省の管轄に入る問題もあるといふようなわけで、これらとも調和をはからなければならぬという問題も伏在しておるわけでござります。

そこで、この答申の内容は、一部はぜひ法制化していくだかなければならないと思うものもあり、その法制化のうちでも、それぞれ事の大手程度によりまして法律でなければならぬこともありますし、政令あるいは省令、さらには地方の条例でやつていただかなければならぬ、こういうものもありますし、同時にまた、消防機関の指導、あるい

は建築監督官庁の指導によってやつていただいたかながれればならないもの、そういうものもあり得るわけであります。それらの区分といふものは、これはやっぱり自然、内容的にわかつてくることであります。また、これを運営される諸官庁の良識に待たなければならぬと、こう考える次第でござります。

こうして考えてみまして、私まあと高層並びに地下街に関するものは一応この程度にいたしまして、消防に関する最近における非常に強い要望を申しましようか。そういうものが出てきたといふよりは、前からあつたことでもございますが、それは消防の財政力の問題でございません。

地方の貧弱な財政に対する苦惱として、今ま

ききましての各委員方の今後の御協力をお願いした
いと第三、四、五。

きましての各委員方の今後の御協力をお願ひした

い次第でござります。
まことに整いませんでしたが、以上一応当面の
問題を申し上げまして、御参考に供する次第でご

さうします。
○委員長(津島文治君) ありがとうございます。

は建築監督官庁の指導によつてやつていただきながら受けであります、それらの区分といふものは、これはやっぱり自然、内容的にわかつてくることであり、また、これを運営される諸官庁の意識に待たなければならぬと、こう考える次第でござります。

こうして考えてみましても、私まあ高層並びに地下街に関するものは一応この程度にいたしまして、消防に関する最近における非常に強い要望と申しましようか、そういうものが出てきたといふよりは、前からあつたことでございますが、それは消防の財政力の問題でござります。

地方の貧弱な町村に行きました。すでにだんだん火災の態様が変わつてきておりますから、なかなか施設が間に合わない。しかも、その施設をするには相当金がかかる、その負担に應ぜられないというようなこと、つまり、消防財政の問題、もう一つは、消防局も極力消防力の強化、これは常備消防ということに通じてきておりますが、常備消防をやれということにしておりますが、これも財政問題等からんでいまして、なかなかか地方の町村まで常備力をを持つわけにはまいらないといふところも多いようであります。同時に、団員の確保、常備消防力で職員でみんなやれればいいわけですが、全部やるわけにはまいらない。ことに貧弱町村に至りましては、とうて今までそういう域に達しておりませんが、そういう町村における消防団員の確保、また、常備消防を置いても補助的に団員を置かなければなりません、その団員の確保というのが非常に困難になつてまいつておることが実情でございます。つまり、私の申し上げたいことは、消防力の拡充のために町村財政がなかなか応じられないということと、第二段階には、この消防団といふものが今日本の非常な悩みになつておるということを申し上げたいのでござります。それぞれの問題につ

きましての各委員方の今後の御協力をお願ひいたしました。まことに整いませんでしたが、以上一応両面の問題を申し上げまして、御参考に供する次第でござります。

○委員長(津島文治君) ありがとうございます。
参考人の方々の御意見陳述はこれにて一応終了いたしました。

参考人の方々に御質疑のある方は、どうぞ御発言を願います。

○松澤兼人君 お二人の参考人の方には、たいへんお忙しいところ来ていただきましてありがとうございました。

二、三お尋ねしたいと思いますが、今回提案されております消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案の問題につきまして、新しく問題が起つてまいりました超高層建築あるいは地下街、あるいは、このほかの危険と考えられるような個所の問題等が出てまいりましたが、どうも私もそろうとの立場からすると、こういう超高層の建築物ができるまいりますと、現在の消防力あるいは消防能力の範囲内では非常に防火、消火に困難ではないかということを考えるわけであります。先ほども消防監査からお話をありました、やはり機械的な限度といふものがおのずから高層あるいは超高層の消防対策に制限があるというお話を出てきたわけであります。実際としまして、たとえば震が関ビルというようなものを取り上げてみて、現在の消防設備あるいは消防能力、そういうもので、かりに非常に高いところから発火した、あるいは火災が起つたという場合に、機械的な力がどの程度まで有効であるか、届くかといふとして、現在の消防設備あるいは消防能力、そういうことを山田消防監査にお伺いしたいと思います。

○参考人(山田義郎君) たとえば、あの超高層ビルの三十六階から火事が出た場合に、東京消防庁は、一応従来高さ制限が三十一メートル、こうい

う關係からいたしまして、それらの建物を基準にはしご自動車でもポンプ自動車でも設計されて配備されておるわけであります。そこで、ポンプ自動車での三十六階まですぐ水が届くかと申しますと、届かないことはございませんが、消防の用に立つほどの水圧が得られることは困難でござります。そういうようなことからいたしまして、またもう一面、はしご自動車というような面も、先ほど申しましたように、十階しか届きませんので、それ以上は機械的に、あるいは外から進入するということは不可能でございます。そういうような意味からいたしまして、ああいう超高层ビルにつきましては、たとえば簡単に申しまして、十階以上の部分につきましては、施主のほうへ建物の建築主のほうで、ある程度の消防設備をしていただくということを条件にいたしております。たとえば、あの震が関ビルには、自分自身での消防栓がついております。もちろん、三十六階まで水を常時屋上にあるタンクに上げてありますから、万が一のときには、すぐスイッチをひとつ入れることによってそれが加圧され、各階にある消防栓によって十二分の水圧と水量が得られるように設計されております。また、火災の初期におきましては、煙感知器といふやうな、いままでのビルには設置されておらない感知装置、それからスプリンクラーが、全階に設備しなくてもいい規定にはなっておりますが、全階に設備されておりまして、火災の初期には、自動的に天井にある散水装置から散水されて火事を消すといふような形の消防設備をいたしてございます。そんな関係からいたしまして、われわれの持つ消防力と、また、われわれの持つておられます消防の人的な力と、ビル側が持つておられます消防設備とをあわせますと、まず、いま考えられますような火事にはだいじょうぶではないかといふふうに考えております。

ただ、私どもが一番不安に感じるのは、やはり火事が起きて、の中に煙が充満することです。

さいます。二つの特別避難階段がありまして、そ

う一応避難には安全のように設計されておりまます。そういうことからいたしまして、またもう一面、はしご自動車といふやうな面も、先ほど申しましたように、十階しか届きませんので、それ以上は機械的に、あるいは外から進入するということは不可能でございます。そういうような意味からいたしまして、ああいう超高层ビルにつきましては、たとえば簡単に申しまして、十階以上の部分につきましては、施主のほうへ

いた中の居住者がパニック状態みたような形で、じよろぶであろうが、そういう避難の問題に若干の不安があるというようなことではなかろうかと思います。

○松澤兼人君 震が関ビルばかり例にとって恐縮なんですが、建築にあたりましては、消防署なり、あるいは消防署の注意あるいは相談といふふうなもののはどの程度あつたのか、何か積極的に、こういう高いビルはこういうものをしなければいけないということ、いまお話をありました火災探知器とか、煙の感知器であるとか、あるいはスプリンクラー、避難階段、そういうものができたのかあるいはお話を施工の側において、これだけのビルにはこれだけの防火設備がなければいけないということで、建築設計されたのか、その辺のことなどを。

○参考人(山田義郎君) 一応消防法七条によりまして、施工側が建築行政当局に出席をいたしますが、それが私のほうへ、消防が同意するかしないかということばはどうかとも思います。いま申しますが、その段階におきまして、ある程度、強制と

して、施工側が返事をして返すわけでございますが、特にそういう高層ビル、超高层ビルにつけて、施工側が取り入れるような方向をもう少し

は、今回、高層ビルとか、あるいは、これは法律用語ではありますけれども、超高层ビル等においては、もう少し消防側の意見を施工側なり、あるいは設計側が取り入れるような方向をもう少し

がわれわれの論議の中にのぼってきたわけであります。特にそういう高層ビル、超高层ビルについては、もう少し消防側の意見を施工側なり、あるいは設計側が取り入れるような方向をもう少し

が義務づける必要があると考えられますけれども、いまのところ、そういうお考えはありませんか。同意にいたしまして、それがどうぞよろしくお願いします。いま申しました七条の同意権の発動になります。いま申しました七条の同意権の発動になります。

○参考人(山田義郎君) 非常に御理解ある御質問をいたしました。それがどうぞよろしくお願いします。いま申しました七条の同意権は——同意権と申しますが、これは現在イエスかノーカの返事をだけしか法

示してくれておりますので、まあまあというところまでは、私どもの消防設備に対する意向が通っておりますが、さらにはそれから先は、やはり施工の一つの心がまとめて申しますが、経費の出し方どつと避難階段へ飛び込む、あるいはエレベーターへ殺到するというようなことが起こると、非常にあぶないんじやないか、そのような点を非常に危惧いたしております。

○参考人(山田義郎君) 結論を申しますと、まず火事にはどうやら大いじよろぶであろうが、そういう避難の問題に若干の不安があるというようなことではなかろうかと思います。

○松澤兼人君 今後できますたとえは帝国ホテルとか、そういうものも同じように、消防当局と建築設計者あるいは施工の間で相談されると思いますが、それは別に法的な義務を施工に負わされども、これは別に法的な義務を施工に負わせているわけではないので、経済的な理由等によつて、そく言われても困るということになれば、もうそれだけですね。

○参考人(山田義郎君) して、施工側が建築行政当局に出席をいたしますが、それが私のほうへ、消防が同意するかしないかということばはどうかとも思います。それでは、今回、高層ビルとか、あるいは、これは法律用語ではありますけれども、超高层ビル等においては、もう少し消防側の意見を施工側なり、あるいは設計側が取り入れるような方向をもう少し

がわれわれの論議の中にのぼってきたわけであります。特にそういう高層ビル、超高层ビルについては、もう少し消防側の意見を施工側なり、あるいは設計側が取り入れるような方向をもう少し

が義務づける必要があると考えられますけれども、いまのところ、そういうお考えはありませんか。同意にいたしました。それがどうぞよろしくお願いします。いま申しました七条の同意権は——同意権と申しますが、これは現在イエスかノーカの返事をだけしか法律上はできないわけであります。それであります

が、行政の実態といたしますと、イエスかノーカでなくて、まあ、ここはこうしたほうがいいといふふうな行政指導で、イエスかノーカの返事を出

る意味におきまして、イエスかノーかでなくて、若干の消防側に修正意見があつたときは聞かなければならぬような形にまで持つていていただければ、私どもは非常にありがたい、かように考えておる次第でございます。

○松澤兼人君 伊能会長にちょっとお尋ねいたしましたが、この答申は、改正法律案の中に相当取り上げられていると思いますが、特に会長としてお考えが、どの程度取り入れられているか、取り入れられていない点で特に重要なと思われるものがござりますか。

○参考人(伊能芳雄君) それが私も、いまここでそれが取り入れられて、それが取り入れられないかといふこととの対照を、まだ十分検討しておませんが、消防庁でやるべき消防法及び消防組織法の改正の問題は、大体この答申の趣旨が織り込まれておるよう考へるのでございますが、これに即応する建築基準法の改正の問題は、私がどういうふうな改正案が出てゐるか、これを承知しておりますので、申し上げる段階に至つておりますが、消防法及び消防組織法に関しては、まあこれで一応法律、そして、その後に政令あるいは省令ということが当然予想されるのでございまして、私どもこの点は法律でおやりになるべきものだと思ってることは大体織り込んでおる。政令で、あるいは省令で考へられることは今後扱われるものだと、こう信じておるわけでございます。

○松澤兼人君 この答申は、「表題にもありますように、超高层建築物及び地下街の防災対策」といふことです。先ほど会長がお触れになりました消防財源の問題でありますが、この答申は直接には消防財源のことには触れておりませんが、たゞ消防設備をした場合に税制上の特別措置を考えることが必要ではないかといふようなことがうたつてあります。先ほどの御意見の中では、消防財源の強化という点が取り上げられましたけれども、会長としましては、消防財源——一般全国の市町村に対する消防財源の問題ですが、この問題につ

いて何か具体的なお考へはござりますか。

○参考人(伊能芳雄君) 消防財源につきましては、非常に古い問題になつてしましましたが、火災保険からの負担、これによるいわば消防施設税というようなものを、時限立法でもよろしいからやつていただきますならば——その負担の配分等の関係もございますが、やつていただきますなりますので、これが一概に消防に関するP.R.と申

ることになりますので、消防施設の改善には非常に有利になつてくるであろうということを考えておる次第でございますが、赤澤現大臣が、前に一度同じ自衛大臣をやられたことがあります。あのときには、就任間もなくこの問題に触れられました

が、非常に任期が短かかつたために、そのときには実現の運びには至りませんでした。この問題は非常に古い問題であつて、かつ、新しい問題である、こう考へるのをございます。一面、税のほう

の体系から申しますならば、やはり目的税をそらむやみにふやすのは適当でないとか、あるいは負担する者と受益者がうまくかみ合わないといふような反対意見は当然あることございますけれども、諸先進国が、ある時代に、ある過程において、消防施設税、火災保険料の負担による消防施設税というようなものをやつてきた経過から考えますといふと、私はこの問題を推進していただくのが、消防財源確保のために非常に有利である、非常に大切であると考えるものでございます。

○松澤兼人君 保険金額に一定の料率をかけて消防財源にするということは、私も聞いておりますが、これはまあ、なかなか実現できません。そうなると、目的的な財源としては、その問題いろいろ議論があつて、ヘンディングになつてゐる。この問題をはずしてしまふと、ほかに確固たる財源というものはお考へじやないですか。

○参考人(伊能芳雄君) 私自身も、やはり皆さん方と同じ程度の知識しかありませんから、なかなかそこらの問題、新しい問題を取り扱うほど研究をしておりませんけれども、今まで消防庁ではしばしば基準財政に対する各個々の単価を上げて

きておることは事実であります。単価を上げてきましても、なかなか各自治体がその限度まで使わ

は、やはり答申に基づいておやりになつたのでございませんが、あの大問題、あるいは、もっと古くからやつておられるので、消防財源の充実を、施設の改善をP.R.するといふことになりますが、都市計画税という小さな税源がござりますが、あれを広げて、一部を消防に充てられる、こう考へるのをございます。そこで、いま固定資産税に付随してといふことを考へるものでございます。

○松澤兼人君 どうも会長にあまりそういうことを言つても……現在答申を書かれたときには、あまりそういうことを考へておられなかつたのだから、がんばつていただきたいと思ひます。が、なあ、答申の中にはありませんけれども、団員の確保の問題、御意見の中で述べられましたけれども、実際私どもがよく出で式なんかに行きましたが、やはり人数も少なくなつたし、また、現在仕事をしておられる方で団員になつておられるわけですから、その訓練等につきまして、いろいろと今後大いに力を入れていただきなればならないという感じがするわけであります。が、なあ、答申の中にはありませんけれども、団員の確保の問題、御意見の中で述べられましたけれども、実際私どもがよく出で式なんかに行きましたが、やはり人数も少なくなつたし、また、現在仕事をしておられる方で団員になつておられるわけですから、その訓練等につきまして、いろいろと今後大いに力を入れていただきなればならない

ことになりますが、今度の改正によりまして、「常勤の消防団員」あるいは「非常勤の消防団員」というふうなことが書かれていますが、先ほどお触れになりましたので御質問するわけであります。が、なあ、答申の中にはありませんけれども、実際私どもがよく出で式なんかに行きましたが、やはり人数も少なくなつたし、また、現在仕事をしておられる方で団員になつておられるわけですから、その訓練等につきまして、いろいろと今後大いに力を入れていただきなればならない

とで、旅館あるいは料理業、そういうものが当然含まれると思うのですが、旅館の火災等がひんぱんに起こる。そういう場合には、死傷者も相当出ているようですが、特に、そういう大規模な旅館、高層建築で営業している非常に大きな旅館などを、こういうふうに「学校、病院、工場」などと書かれておりませんけれども、「旅館」などでも、火災の現状から見て、特に書き分けて規定する必要があるというふうにも思いますけれども、別にそういうことはお考えにならなかつたのですか。これは佐久間長官から。

○政府委員(佐久間長官) この八条の規定で、「防火対象物で政令で定めるもの」、こうございましょうが、この政令の中で旅館は定めております。消防法施行令の別表第一でございますが、この中の(五)というのをございまして、そこに「旅館、ホテル又は宿泊所」というのを規定いたしております。

○松澤兼人君 消防監査にお尋ねしますが、答申の中にもあることなんですねけれども、高層建築物などでは、当然高級の料理店などは何軒か入つてゐるわけですから、そういうものは、特に防火上特別何か義務を負わせて、防火設備あるいは防火の訓練等をなさることになりますか。

○参考人(山田義郎君) あの中に料理飲食店のものが相当敷入っておりますが、これに対しても特別の措置といふ点はございません。ただ、まず東京都の火災予防条例によりまして、火気を使用する設備につきまして、届け出をして、その検査をし、合否をきめて許可をいたしております。

○松澤兼人君 特にそういう火気を使用する場合は、一般の事務所などよりは厳重な規制が行なわれると思いますけれども、それは条例の中で書いてあります。

○松澤兼人君 もう一つは、避難の設備及び訓練ですけれども、避難設備はあっても、実際、避難の訓練が十分に徹底していなければ、やっぱりパニック状態というものが起るとと思うんでうけれども、どちらに非常階段があるとか、あるいは、この辺の人はどうらに行きなさいというような、そういう指導の何というか注意書きみたいなものは、各階あるいは各層に設備されておりますか。

○参考人(山田義郎君) 一応先ほど御説明申しましたように、設備は整っておりますが、万が一の場合、これまただまし殺すも殺すも人の問題になるわけなんでありまして、ビルに専従する防火管理あるいはまた保安要員は当然でありますが、そこに事務をとり、あるいはまた、仕事をする人たちの、消防設備を生かし、あるいは避難階段を活用する、その訓練が大事になってくるわけであります。これは全館の居住がきまりましたならば、緊急に一応各階ごとに訓練をいたし、あるいはまた、消防あるいは避難に関する何と申しますか注意も、あるいはまた、表札というようなものの点検もいたしまして、完備をいたしたいと思います。現在までのところでは、実はある程度そういう問題もやっておるわけであります、あれは貸しビルのような関係でありますので、あれが相当、今度、中に居住するようになりますと、間仕切りをするようになるとさういいます。いまは一階まん中に階段やエレベーターがあつて、あとは何といいますか、オープンになつております。あれが相当、敷間仕切りをしたり、あるいはまた、本箱、机等を入れるようになりますと、現在のままで訓練をいたしても現状に即しませんものですから、一たんあれに各会社なり、あるいはまた、その他の事務所が引っ越しせを完了した時点において、そういう問題について、十分訓練もし検討もいたしたいと考えております。

でも火災が起る。火災が発生するといふよりな
ことがあるわけでして、普通の場合ならば、もち
ろん一〇〇%平穏に、中にいる人が避難できるけ
れども、一朝どつかでそこをしてしまいますと、
そこにたくさん人が集まってしまって、押し合
へし合いになってしまふということですから、や
はり避難の訓練というものは相当必要だと思いま
すし、先ほどお話をありましたペルコニーを利用
して、臨時というか、応急の階段を使って、そ
して下の階へ行くわけですか。

○参考人(山田義郎君) はい。

○松澤兼人君 あの三十四階、三十五階で、それ
は外なんでしょう。

○参考人(山田義郎君) そうです。

○松澤兼人君 そういうところで、ぼくらがは
しごを伝わって走って一階下まで、ごくわずかで
しようけれども行かれるかどうか、その点だい
じょうぶですか。

○参考人(山田義郎君) ちょっと各階ごとにこう
いうようなペランダができるおりまして、それで
ここには三段がありますが、はしご段が互いに違
いになつておりますので、下を見通して見るとい
う——見えなくなると逃げられるわけです。高いと
ころから下を見ることによって、恐怖心といふ
か、こわくて足がすくんでしまつて動作が自由に
できないといふことになるわけですが、一応この
面は外部には面しておりますから、見ようと思
えば下を見れないことはございませんが、一応こ
ういうふうに互い違いになつて各階ごとに階段が
できておりますので、もちろん、気持ちのいいも
のだと私は思いますが、まあ万が一のときには、
それを伝わって避難は可能だと存じます。

○松澤兼人君 消防総監自身がそのはしごを使つ
ておりますところになるといい。そんなあぶないこ
とをおすすめしませんけれども、われわれ普通の
常識だと、とてもそれはこわくておりられないと
思うのですけれども、そういうことで避難の訓
練、指導ということが一番最後のきめ手になるの
じゃないかと思います。この点は十分に御努力願

それから最後に、地下街の問題ですけれども、ああいうふうにほとんど軒並みにあって、そううども、一朝事があつた場合に、あれだけの人ごみで、から、これもまた、ほんとうにじょうずに誘導してやらないと、そこでもパニック状態が起ること、ということ、よく新聞なんかで見かけますと、地下街の避難訓練というようなことはなすつていらっしゃるようですが、そこで折り重なって、あるいは商売をしていらっしゃる方は、それでも訓練を受けてどちらの方向に逃げたらいいかということはわかるでしょうけれども、一般通行人はそうはいかないと思いますね。そこで折り重なって、ということになると、非常に危険が生ずると思いますが、これなども、やはり消防当局としては、ほんとうに万全の措置を講じても、万が一のときには非常に危険な状態が惹起されるわけですから、これも十分に御指導願いたいと思います。何か特に地下街の万一の場合にどういう手を打つかと、あるいは、どういうふうにしてもらうという御方針があるならば、ひとつお聞かせ願いたい。

○参考人(山田義郎君) 大きな地下街が統々とでき上がり、また、地下街が、百貨店でもそうであります、そして食料品街が多いものですから、非常に不特定多數の人が出入りをする。いま御質問にもありましたように、そこで営業に従事している者は、比較的地理にも詳しい関係から、万が一のときにも比較的安全であろうと存じますが、いま申し上げました不特定多數のお客さん方の避難という問題が一番大きな問題でありますし、私どもがその対策に腐心をいたしておるところであります。そこで地下街の方が一の事態が起きた場合には、まず絶対に電灯だけは確保する。もちろん、非常電源がありまして、万が一通常の電灯が断線いたしましても、すぐ切りかえられるようになつておりますが、これはまた人がやることでありますから、設備と人の訓練とをマッチさ

せて、地下街の火災には絶対に電灯だけはつけさせたい、確保するといふことが一つの大手な点であります。もう一つは、状況を早くスピーカー等によりまして中の人に対しまして、まあ、いたずらに不安心をかき立てないで、落ちついて動作をさせるといふような一つの現状の措置、さらにまた、表札といふような、何と申しますか、つるした看板あるいは標識等々によりまして、出口・避難口等の位置を常に明確にしておく。火災のときに初めて避難口を見るのではなくて、不特定多数の買いもの客に対しましても、そこに何回か行っているうちには、その避難口等の表札によつて、ああ、あちへ行けば避難口があるのだなということをふだんから意識づけさせるような方途を現在講じておるわけでございますが、実は大きな地下街火災にまだ遭遇いたしておりませんので、結論的なことは申せませんけれども、やはり百貨店あるいはまた売り場に類するようなところへたくさん人が入っている場合に火災等が起きたときには、相当憂慮する事態が起くるのではないかというふうには考えておりますが、まあ、いま申し上げましたような点を強力に推進いたしましたで、できる限りの安全を確保してまいりたい、かように考えております。

○鈴木壽君 山田参考人にちょっとお尋ねします。

す。まあ、さつきの松澤委員とのお話の中に、消

防法第七条の同意するしない、あの問題述べられ

ておりますが、あそこで同意するしないといふこ

とは、結局、まあ、いまの、たとえば建築基準法

あるいは施行令、消防法あるいは消防法の施行

令、こういふものの中に定められておる範囲で、

それに適合しておるかどうかといふことで、まあ

同意する場合、あるいは同意しない場合といふこ

とが出てくると思うのですがね。いまはそれしか

できないのじゃないかと思うのです。新しい、

いわゆる超高層ビルといふようなものができきてですね、さてこういふものがほしいとか、あるいは、さつきお話をありましたように、十一階以上

上のものは、まあ何といいますかね、建物のほう

をさせることで、まあ、せんだつてもちょっとお

かかる辺を考えてみますと、今度は現在の建築基

準法なり、あるいは施行令、あるいは、まあ一つ

には構造上の問題だと思いますが、消防設備とか

というようなことになりますと、消防法なり消防

法の施行令等において示されておる基準、こうい

うものが一体、新しく高さの制限がとれて、どん

どん高くなつていくといふ、そういう建物に対し

て適合しておるのかどうかという問題が一つある

のじやないかと思うのですがね。そういう点でい

かがございましょう。もつといえは、その施行

令なんかで定められてある基準、こういふものを

もつとやっぱり検討し直して、そういう超高层の

ものに適合するような基準の設定を考えなければ

いけないのじやないだろかと、こうまあ頭の中

で私考えるのだが、そこら辺どうでしょう。

○参考人(山田義郎君) 話のようだ、同意は、

現在の建築基準法なり消防法なりによって同意を

することは当然であります。このよろ超高层

ビルといふようなものが出現することになりまし

て、さらに消防設備等を強化する必要はあると存

じますが、とりあえずの問題といたしましては、

建築当局と消防当局との間に若干そういう設備、

保安といふ点に誤差があると思うわけであります。それはまあ、できるだけ調整して、両者そ

れぞれの法の中に盛り込まなければならぬことは

当然であります。まあ一例を申し上げますと、

建築基準法ではスプリンクラー、要するに、自動

的な散水装置をつければ防火区画等は要らないと

いうことになつております。しかし、私どもは現

在の建築基準法ではスプリンクラー、要するに、自動

的な散水装置をつければ防火区画等は要らないと

いうことになつております。しかし、私どもは

○参考人(山田義郎君) 東京の基準から申しますが、そういふことぢょつといま聞かと思うのですが、そんういふことぢょつといま聞いてみたんですがね。この消防力の基準といふのを見ますと、これはいわば最低のところを押さえなきといふよなところでやつておりますですね。だから、そこら辺。

と、いま申しましたように、せめてこの基準の八割から八割五分程度まで充足したいといふことを目標にして一生懸命努力しておるわけでござります。もちろん、この基準がオーバーであるから八五%という意味ではございませんけれども、まあ一気にあまり高度のレベルを目標にしても、なかなか到達いたしませんので、そこらを目標にして現在一生懸命努力しておるわけであります。ただ、この際一言申し述べさせていただきますが、全国的に申しまして、いま申しました國の基準は、私は大体適合しておると思います。ただ、それが非常に充足率が全國でもやはりそこまでいっておる都市は幾つもないかと思いますが、そぞれらの原因が、先ほど伊能会食からお話をございましたが、財政問題にも多分に基因しておると思う。もう一つは、市町村当事者の考え方の問題でございますが、たとえ橋がこわれた、道路がこわれた、学校に雨が漏るというようなものが目前に迫つてしまりますと、どうしても財政支出、予算を組むにも、それにウエートがかかりますが、どうも消防のほうは、すぐその目の前での必需品と言つちやおかしいですが、火事がなければいいのだという考え方、たまに火事が起つてもしかたがないのだ、あのときには風が吹いたから悪かったのだというような諦観的な考え方で処理されがちですから、どうも充足が十二分でないよう思つわけであります。そこで、東京の例をとりましても、先般御視察の際に申し上げましたが、三多摩の事務委託をいたしまして、現在約倍程度に消防力を強化いたしまして、三多摩の火災は半減いたしました。そんなようなことからいたしまして、ある程度消防力を強化することは、決してむだな投資じゃないということを認

識していただきたいということが多いと、もう一つは、基準財政需要額等の単位費用をせつから上げても、いま申しましたような理由によって、それがどうも学校とか道路とか、当面する、せつかりれるほうの費用に回されてしまふよな傾向が多分にあるわけでございます。これは現在の自治制度からいたしましてやむを得ないことでございますが、何か少し消防に關しては、たがをはめしていくよな形ができる上ると非常にありますけれども、現実の市町村になりますと、たとえばポンプを一台買うと三百万円、戸舎を一つつくる消防庁のほうでワクをとつていただいております。けれども、どうも府県を通じ國のほうにまで上がつてこないで、途中で消えてしまふといふよなことが非常に多いわけであります。こういうよう個々になりますと、非常に金額が微細なものですから、どうも府県を通じ國のほうにまで上がりたいといったよなことのお話がありましたが、何とか少しひもつきのよな形でいたがけるならば、消防の強化に非常に役立つ、ありがたいことだと、かようにも考えておるわけであります。

○参考人(山田義郎君) きょうはお忙しいところを御苦労さまでござります。

総監にちよつとお伺いしたいのですけれども、先ほどのお話の中に、規模の拡大をはかつていく、そのために化学消防車等の充足をはかつていただきたいといったよなことのお話がありましたが、それでも、いまも錦木委員のお話の中にありますた、消防力の基準から照らしてみて、化学消防車、排煙車、はしり車、そつちのほうはどうなのでござりますか。

○参考人(山田義郎君) もちろん、東京におきましても、これで十二分でございません。ことに、表にありますように、五、六〇%の充足率でありますから、さらにこれを整備をしていきたい。本年度も三台の予算を獲得いたしまして、目下設計

中であります。たゞ、私どものところは、
申しましたように、非常に連帶都市であります
から、充足率がかりに五〇%でも、指令一つによ
りまして、少ない時間ですぐに、はしご車の十台
や十五台、化学車の十台や十五台、すぐ集める
ことができますけれども、地方の十万でも二十万によ
りも独立した都市に行きますといふと、隣接の都
市にそういうものがうまくあれば有無相通じます
てやれますけれども、ないと自分の自力でどう
な——どんなと申しましても、限度があります
が、一応の高層火災あるいはまたコンビナートの
ようなところの油火災等にも対応するだけの消防隊
を持つということは、これは非常に困難ではな
くろうかというふうに考えるわけであります。
そこで、先ほどもちょっと申しましたように、広域的
な、組合的な形で有無相通するような消防を全
らに充足して、そのいま申しましたような欠点を
補つていただきたいというふうに考えておるわけでも
ります。

パートとか映画館といふような不特定多数の人が出入りする建物は、無窓建築なんていふのは禁止すべきであるといふうにも考えておるわけあります。いたずらにそういう建物ができるて、困難だ困難だと嘆くだけではなくて、実はもう一步手前の、用途や規模に応じて、その無窓建築その他建物 자체の構造に、ある程度の制限をしていたいと非常にありがたいと私どもは考えておるわけであります。

○原田立君 それから査察についてですね、人員不足等でなかなか困難だといふようなことでありました。東京では一署十五人の予防課員を用意してやつてあるということですが、二部制の勤務の非番の人がそれに当たるよなうな口説でございましてけれども、非番といふのはやっぱり休養したりなんかする日であつて、それはやつぱり予防査察のほうに向けると、かえつて疲労度が増すのではないか。本番のときに力が出ないのでないか。こんなことをさつきお伺いしておつて感じ取つたわけですが、実際は人員をふやしたほうが一番手つとり早い解決の方法なんだろうと思いますけれども、どのくらいあればそういうことができるのか。あるいはまた、疲労度を残さないで、しかも最も効果的にやるにはどういう点を改善したらいいのか、どういうふうにお考えですか。

○参考人(山田義郎君) 非番の人を予防査察に使うと申しましても、お説のように限度がござりますので、せいぜい東京におきましては月に二回程度、そして午前中程度に限つて使つております關係から、その査察量においてやはり限界があるわけであります。

次に、どのくらいあればいいかという問題であります。これは一署の管内の対象によりまして、たとえば丸の内のよくな地区と、あるいは杉並のよくな住宅地区とでは若干違いますけれども、一応平均一署十五人程度の予防課員でしておりますが、これを三千人ぐらゐの、倍の、東京の例をとりますと、予防課員にいたしたいということを一つの目標にしております。それからもう一

○松澤兼人君 大臣が見えておりますのでお尋ねいたしたいと思いますが、午前中にも消防審議会の会長あるいは東京の消防総監などにお尋ねしたのであります。その中で、今後の高層建築物あるいは超高層建築物の防火あるいは消火、いわゆる消防体制といらものは、機械的にいりますと、外からの努力、能力といらものはおのずから限界がある、はしこの点につきましても、あるいは消防用水の問題にしましても限度があるということを感じるわけであります。今後もますます高層建築物あるいは超高層建築物が新しくできると、これに対する消防体制といらものが新たな事態に到達して、単にいわゆる建物の持ち主であるとか施主であるとかいう人だけにたよっていることもどうかと思われます。そういう高層、超高層建築物に対する消防当局としての抜本的な対策が必要であると思うのですけれども、この点いかがですか。

○國務大臣(赤澤正道君) 必要なものは法律改正あるいは政令で処置するわけでございますが、何

といつても、私どもも、こういう地下街とか、あ

るいは高層建築物が次第にふえていく際の消防、特に人命救助に対しては、重大な関心を持ってお

るわけでございまして、そのためには、やはり将

来にわたって建物の構造なんかにも、相当な制約

を加える必要があるじゃないか。それから、いろ

んな科学技術が進みまして、火元責任者、取り締

まり者が自分でやらなくても、機械が自然に消火

の役割りを果たすんだなどといったような設備な

ども十分研究もしておりますが、そういったもの

が次第に普及していくはずでござりまするので、

そいつた面に十分意を用いたいと考えております。

○松澤兼人君 午前中もそりやう議論をしたわけ

でありますけれども、しかし、消防が万全だと思

うような設備なり、あるいは装置なりを要求しま

しても、おのずから施主側におきましては、経済的見地から消防が望むような設備をしないかも

しない、できないかもしない、こういうこと

であります。その中で、今後はおのずから限界がある、はしこの点につきましても、あるいは消防用水の問題にしましても限度があるということを感じるわけであります。この中で、今後もますます高層建築物あるいは超高層建築物が新しくできると、これに対する消防体制といらものが新たな事態に到達して、単にいわゆる建物の持ち主であるとか施主であるとかいう人だけにたよっていることもどうかと思われます。そういう高層、超高層建築物に対する消防当局としての抜本的な対策が必要であると思うのですけれども、この点いかがですか。

○國務大臣(赤澤正道君) そう考えております。

この前、私大臣やりましたときに、新潟の地震で

大震災を見ますと、施主側といいますか、ビルの経営者あるいは所有者、そういうものの側に

大きな負担なり、あるいは期待なりをかけて、消防自身はどうかというと、消防自身は何もしない

ということでは片手落ちじゃないかと思うので

す。それから消防自体にも高層建築物に対しては、われわれはこれだけのことをするから、おま

えのほうはこれだけのことをしてくれ、お互いに

持ちつ持たれつという関係ができなければならぬ。その点はいかがですか。

○國務大臣(赤澤正道君) それは言うまでもない

ところでございまして、消防といたしましても、いわゆる近代消防を充実するために、とにかく人間の知恵の及ぶ限りの努力はするわけですが、し

かし、私の申しましたのは、やはりそういう近ごろ進んだいろんな器具機材がござりますので、そ

ういったもので効果的なものは、やはりそういう建物の所有者と申しますか、そういうものに

義務づける必要があるということを申し立てるわけでござります。将来にわたっては、何らか法律の面

でも規制する必要が、そういったものをはつきりさせると考えております。

○松澤兼人君 施主側の建築設計等に対しても、午

前中もそりやう議論をしたわけ

でありますけれども、消防が万全だと思

うような設備なり、あるいは装置なりを要求しま

しても、おのずから施主側におきましては、経済

的見地から消防が望むような設備をしないかも

しない、できないかもしない、こういうこと

でありますけれども、しかし、消防が万全だと思

うような設備なり、あるいは装置なりを要求しま

しても、おのずから施主側におきましては、経済

的見地から消防が望むような設備をしないかも

しない、できないかもしない、こういうこと

きる窓、入口をつくる。こういろいろなことをも

ろいろと指導をいたしております。

○松澤兼人君 それじゃ問題を変えまして、今度の消防法の改正で、四条に「消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員」とありますて、それから四条の二に、「消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員が消防職員と同じような仕事ができるように書いてあります。

○政府委員(佐久間彌君) 書いて、常勤及び非常勤の消防団員が消防職員と同じような仕事ができるように書いてありますか。

○長官にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(佐久間彌君) 御承知のように、消防の見地からいたしますと、消防本部署の置いてござります地城と、消防団のみしかない地城とあるわけでございますが、その消防団のみしかない地

域におきましては、現在、予防検査と私ども申し

ておりますが、四条、四条の二に規定してあります立ち入り検査でございますが、これは四条の二

でもって、期日を限りまして、そして特定の対象物に限定をいたしまして、必要がある場合に団員

に臨時に立ち入り検査をさせると、こうしたこと

ができる道が開かれておるだけでございます。こ

れは実際には、火災シーケンス等におきまして特に

必要があるときに、消防団員の特定の者に命じ

て、特定の対象物の立ち入り検査をさせるといふ

ことでございます。しかるに、最近は、農村部にお

きましても、プロパンガス等が普及してまいって

おるわけでござりまするので、そこで、そうした

ところにおきまして、もう少し予防検査を強化を

する必要があるところで、団員しかおりませんの

で、これに消防職員と同様な立ち入り検査の権限

を常時認めるということは、これはできないわけ

でございますが、まあ、たまたま申しますが、

消防署がございませんでも、消防団常勤部と俗に

申しておりますが、数名あるいは十名くらいの常勤、常勤の団員を置いておるところがあるわけでございます。そこでは常勤の団員を置きまして、

その常勤の団員は消防職員と同様に、二六時中勤務をいたしておるものでござりますので、そ

いう者には、消防職員と同様な立ち入り検査権を

与えて、そしした地域における予防行政の強化の一助にしたらどうだらうかと、こういふような考

え方でかよくなつてもかまわない、あるいは少なく

さいます。

○松澤兼人君 そうしますと、第四条のほうで

は、常時あらゆる場所、どんなところへでも、消

防本部を置かない市町村では、常勤の消防団員であれば、立ち入りて検査を調査させることが可

る。しかし、非常勤の消防団員に対する、消防

対象物、それから期日、期間を指定する。時間な

り、場所なり、それを限定して、非常勤の消防団員

に、常勤の消防団員あるいはまたは消防職員と同

じような立ち入り調査をさせるといふことなんですか。

○政府委員(佐久間彌君) さようございます。

○松澤兼人君 そこで問題は、午前中長官に

ちょっとお願ひしたんですけれども、消防団員の

全国的な数、増減の趨勢、そういうものをここで

発表していただけますか。

○政府委員(佐久間彌君) 消防団員の全国的な増

減の趨勢でございますが、十年前、昭和三十二年に

おきましては百七十三万七千三百十九人でございま

ましたが、漸減いたしてまいりまして、昭和四十

二年におきましては百二十八万三千三人といふこ

とになつております。

それからなお、個々の市町村における団員の数

でございましたが、午前中はちょっと手元に資料

がないということを申し上げましたが、役所に

帰つて調べましたら、消防本部署の置いてござい

まする市や町におきましては消防団員が何人おる

かという資料はござります。これの増減は、毎年の

数字を調査いたしますれば、調べ上げますれば出

るわけでございますが、ちょっと個々の市町村に

ついての増減の状況を整理をしたものほどございませんが、そのものになります資料はござります。

○松澤兼人君 三十二年と四十二年と比較する

れども、かりに三十二年の百七十三万といふもの

が消防活動に必要である人数とすれば、四十二年の百二十八万というの非常に少ない。さらに、

三十二年から見るといふと、四十二年は家屋、工

場、事業場、その他たくさんふえているわけでござりますから、かりに消防対象といふものが動か

ない数字であるとしても、急に人員不足といふ現

象が出ているわけで、逆に消防対象物があつてい

るということになれば、五十万人近い人員の減少

ということは、消防能力、消防活動に非常に大き

な支障を来たしていると考えられるのですが、そ

ういうわけではないのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 減少の原因でございま

すが、一つは、消防の機械化が相当進んでまいり

ましたので、それに伴いまして人員が減少する余

地ができてきたということがございます。それか

らいま一つは、町村合併のあとを受けまして、從

来の市町村ごとに消防団がそれぞれ単独でござい

ましたものが、漸次新しい市町村の区域を単位と

いたしまして整理統合が進められてきたというこ

とがございます。それから第三には、市町村の消

防の常備化が進んでまいりまして、いわゆる消防

本部署を持つ市町村がこの間にふえてまいりま

したので、それらの関係で相当人員が節約できる

ようになつたと思います。

以上申しましたよろしく原因による減少は、これ

は理由のある減少でござりまするので、消防力の

確保の上からは心配ないと思っておりますが、た

だ、最近の私ども心配いたしておりますことは、

都市化がだんだん進んでまいりますのに対応いた

しまして、消防団員のなり手が少なくなってきて

おる。しかも、まだ、そういう市町村におきまし

て常備化も進んでいないといふような地域が、相

当ぶえてまいつておるところでござります。ある

いはまた、出稼ぎなり都への通勤者がふえてま

りりますことに対応いたしまして、団員が減少して

いるといふようなところでございまして、そろ

う地域におきましては、必要な団員の確保に支障を来たしておるといふところも出てまいつてお

るとの理由になるかと思います。

○松澤兼人君 必要人員といいますか、最低の人

員がどのくらいであるかということは、消防庁と

して計算ができるところだろうと思います。なるほ

ど、少なくなるともかまわない、あるいは少なくなる理由として、いまあげになりました機械化

の傾向、それから町村合併あるいは常備化の傾向

といふものは、少なくともいい理由になります

けれども、しかし、消防対象物の増加といふよ

うことから考えると、これは不足であるというこ

との理由になるかと思います。

ところで、急激に発展したたとえば小さな市

あるいは町などにおきまして、ニュータウンができ

たり、あるいは団地ができたりするような急激な

変化に対応するには、いわゆる消防職員も足りな

ければ、消防組織上の機構も十分でない、消防団

員も足りないといったように、何もかも消防活動

の面からいって不十分なところが目立つてきて

いるのではないかと思うのです。この団地化のよう

な、急激に何万という人口がある、あるいは何千

世帯といふような家数があるといふ急激な変化

に対しても、消防庁としては、どのような対策を

持つていらっしゃるのか。

○政府委員(佐久間彌君) ただいま御指摘のござ

いましたような地域に対しましては、一つは、消

防本部署指定となるべくして常備化をはかつてい

くようになつたらしいということで、これは毎年の

指定の中にそのような地域もある程度考慮して加

えております。それからいま一つは、国庫補助金

の配分を通じまして、そういうところには優先的

に消防本部等の所要の施設を整備させるように指

導しているといふことだと思います。

○松澤兼人君 そういう団地の人々を常勤、非常

勤の消防団員になつてもうとすることは非常に困難かと思いますが、そういう場所における消防

団員の募集なり、あるいは委嘱なりといふことに

ついては、どのようなことをやっておられますか。

○政府委員(佐久間彌君) 団地そのものから消防

団員を募集するということは、実際問題として非

常に困難なところが多いと思います。ただ、団地の所在いたしております市町村全体として見ますと、これも、ところの状況にもよりますけれども、相当団員が確保できる地域もあるわけでございます。そこで、それにいたしましても、予防の面につきましては、周辺の団員の手にたよるということじゃなしに、これは団地みずから団地の住民が考えていかなきゃならぬところでございまして、そういうところにおきましては、たとえば婦人防火クラブといったようなものの結成を呼びかけまして、とにかく、お互に火事は出さないようになりますといふ思想を高めることに努力をいたしております。

○松澤兼人君 これは当然のことだと思いますけれども、財政の非常に貧弱な市町村に激しく団地ができたといふところでは、当分の間、消防組織につきましても、あるいは消防力につきましても不十分であることは免れないと思います。そうかといって、そういう団地の性格上、消防団員をその団地の中で募集し委嘱するということは、そういう団地が激しくなるとして生まれたという場合には、当分の間、そういう消防あるいは消火のために協力するといふ規定があると思うのですが、暫定的には、そういう団地が激しくなるとして生まれたという場合には、当分の間、その他の災害に対する事務について、一部事務組合であるとか、あるいはまた、消防事務を他の市に委託するとかいろいろ考えられていいんじやないかと思いますけれども、そういう具体的な事例ござりますか。

○政府委員(佐久間彌君) お話をとおりと思いま

和町、この二つで組合をつくらせる、その上で指定をするというようなことにいたしました。

○松澤兼人君 消防団員の数の問題ですけれども、百二十八万人という四十二年の消防団員の数は、常勤、非常勤と分けたらどうしたことになるのです。

○政府委員(佐久間彌君) これはこの中で常勤の団員でございますが、これは千百四十七名でござります。

○松澤兼人君 そうしますと、あともうほとんどの百二十七万というものは非常勤ということになると、大体その危険あるいは予防、あるいは消火、あるいは火の気のあるものが家屋のそばにありますとかいうようなこと、あるいはガス漏れ、そ

うようなことについて、はたして知識経験があるかどうかということを非常に疑問に思うわけですが、十分でないといふに私たち考えるのですけれども、四条の二で、場所を指定し、あるいは期日、期間を指定してやるにしても、知識経験が十分でないといふに私たち考えるのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(佐久間彌君) お話をとおりと存じます。で、先ほども申しましたように、この四条の二の規定を実際やつておりますのは、火災予防運動週間とか、あるいは冬から春にかけての火災シーズンにおきまして、かまどの検査をさせるとかいうようなことに、比較的多く行なわれておられます。それで、特定期の危険物につきましては、お話をとおりに、それ相応の知識経験を持つた者でございませんとできませんので、これは団員の中のそ

うかと思います。そこで、全体として見ますと、いませんとできませんので、これは団員の中のそ

については、特別の教育訓練を施して、ある程度の予防検査ができるようになりますといふ必要はあるんじゃないかるかと、これは今後検討してまいり

べき課題ではなかろうかと、かように思っておる

わけでございます。

○松澤兼人君 防火週間とか防火月間とかいう時期に限って、非常勤の消防団員に四条の本条に規定しているようなことをさせるというのですが、防

長官自身も、個々の団員が必ずしも知識経験を持っていますとも思われないようあります。防

火月間とか防火週間とかに限って、かまどの火を

注意しなさいといふくらいならば、それはほんとうでできましょうけれども、しかし、専門的に

とでもできましょうけれども、ななりますと、

五五大市以外に現在、市町村の訓練機関といふも

の実際問題としてもございませんので、あとの

ほうを充実するというととのために、九条のほう

は不要になる。こういうことで削除することにい

たしたわけでございます。しかし、この前、鈴木

委員の御質問に対してもお答えいたしましたよ

うな考え方をとりましたので、そなりますと、

五五大市以外に現在、市町村の訓練機関

たとすれば、法制的にはどういうことになるのでしょうか。これは非公認あるいはまたは非公認ということで、そういうところの教育訓練といふものには、経歷の上で認められないということになりますか。

○政府委員(佐久間雅君) これは別に消防学校の訓練を受けたから特定の資格が出るといふようなものではございませんので、消防学校でございましても、あるいは訓練機関でございましても、その訓練を終了したることは、これよりつばな履歴事項にならうと思います。

○松澤兼人君 それでは、もし消防学校以外にそ
ういう市町村の訓練機関があつても、それが一定

○原田立君 けさほど「政令指定市町村の消防状況調査」、一いちどようう、しつせいよじょぶ、それは、その訓練教育を受けたということは、消防団員としての経験の一部になると、それを消防署としても認めてやろうということですか。
○政府委員(佐久間彌君) それはそういうことでござります。

本部並びに署の設置数や、あるいはボンプの台数、あるいは人員等が非常にアンバランスになっているのをずっと見れるわけなんですねけれども、たとえて言えど、人口十万台のところが中心、大体それを基本にしてあるということですが、石巻市では署が二、ポンプが七台、消防署員が七十人、そうかと思うと、加古川市においては、署が一、ポンプが三台、消防署員が四十九人、あるいはまた、山口県の山口市では、署が一、ポンプが三台、消防署員が三十九人、こんなふうに非常に高いのと低いのとあるわけですが、これは十万台のところの都市をピックアップしてみたわけです。が、この消防は市町村消防をやるのがたてますでありますけれども、ちょっとその差がひど過ぎると思うのですね、その点の御所見いかがですか。

んまり答えたが簡単過ぎますよ。私は、消防力を強化するという意味でこういうのはまずいじゃないかということを強く指摘するために申し上げているわけです。もしかしたら、さつきちょっと抜き書きしてずっと書いたのですけれども、あとでどうになつてももらえばいいと思うのですが、そのとおりですだなんて言うのじゃなしに、その弱いところ、市町村に対してももっと言わなければならぬとお考えであろうと思いますけれども、所信のほどをお聞きしたいというのが先ほど私の質問なんですから、そのとおりですというのでは困るのですが。

○政府委員(佐久間強君) これは先生の御指摘のとおりに、私もこのとおりで満足すべき状態だと毛頭思つております。これは、低いところにつきましては、早急にレベルアップするよう指導をしていかなければならぬと思っておるわけでございます。従来は私ども反省をいたしてみますといふと、とにかく常備化を進めるのだということでお、消防本部署の指定をできるだけ急いで多くの市町村についてやつていこう。こういうことで指定の数をふやすことを怠りでまつたきらいがあつたと思います。が、しかし、もうほんどの市が指定を受けましたし、それ以外の町村におきましても、観光地等でその必要度の高いところにつきましては、これも相当指定を受けることができましたので、今度はひとつ中身の充実をはかつていかなければならぬ、かように反省をいたしておりますわけでございます。そこで、先般も申しましたように、本年度指定をいたしますときには、それぞれ希望の市町村から施設、人員の充実の計画を出させまして、そして、その計画を実行する熱意のあるところ、と申しますのは、大体二年あるいは三年ぐらいの間に、ほぼ私どもが期待している基準までは整備できるといふような見通しの年目になる、昭和四十年四月一日から施行をいた

したものでござりますが、それも御指導いたただきましたとおりに、非常によく整備されておりますところと、そうじゃないところとあるわけでござりますが、今後すでに指定されましたところにつきましては、私どもがむろん直接指導をすべきとこらは指導いたしまするけれども、やはり都道府県の消防防災課におきまして、県内のそういう市町村の指導をもう少し積極的にやるようになさせたい、かように思つておるわけでござります。昨年の改正で、都市等級に関する事務を、五大市と県庁所在地の市以外のものは都道府県に移譲することにいたしまして、本年度から実施することにいたしましたが、これもそういうようなことによつて、普通の市町村の消防力につきましては、都道府県が実態を把握して、それに対して適切な指導をするという体制をつくると、いう考え方でいたしましたわけでございます。以上申しましたような心組みで今後この指導に当たりたいと、かように思つております。

し、もちろん、たてまえは市町村消防ですから、自治体がしっかりとやらなければいけないということは、これは原則的にはつきりしているのですけれども、やはりけたはずれのところはちゃんと心得て、何らか消防力を強化するように話し合いたいとか熱意とか、そういう努力をしないと、長官は失望感がどこから何度も何度も、計画を出さしてしまって、満足な思いをするわけなんです。そういうことでなしにしてもらいたいと思うのですけれども、その点、御所見いかがですか。

○政府委員(佐久間彌君) まことにごめんともな御指摘でございまして、ただいま仰せのとおりになります。今後指導を積極的にやってまいりたいと思います。

○原田立君 ちょっと前の鈴木委員や松澤委員と重複するような点があるかもしれませんけれども、その点含んでもらってお答え願いたいと思うのですが、この資料の七ページの一番最初のこところに「この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の次に二条を加える改正規定及び第二条中消防組織法第十四条の三の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。」こういうことありますけれども、ここのこところだけ来年の四月というふうに延ばされたのはどういうわけですか。

○政府委員(佐久間彌君) 八条の次に二条を加える改正でございますが、これはある程度周知を要する期間が必要であろうと考えております。八条の二は、高層建築物等におきまして管理系統が分かれておりますものについて、お互いに必要な協議をさせるということになるわけでござりますが、こういう関係者は非常に多いわけでござりますので、これらはよくこの法律の趣旨を徹底させめて準備をさせると、いう必要があろうかと思つておるわけであります。

それから八条の三でございますが、これはこれまでこの法律による規制のございませんでしたものが、こういう関係者は非常に多いわけでござりますので、これらはよくこの法律の趣旨を徹底させめて準備をさせると、いう必要があろうかと思つておるわけであります。

のに対しまして、新たに防災処理をしなければならない、こういうことにいたしたわけでございますから、これもいわゆる施主に相当な負担もかけることになるわけでござりまするし、やはり一年程度の準備期間を置くことが常識的ではなかろうかと、かように考えたわけでございます。

それから十四条の三の改正規定でございますが、これも今回新たに消防署長につきまして、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。」ということにいたしたわけでござりますが、その資格を持つ者を採用するといふことにつきましては、これもある程度の準備期間を置いて施行することが実情に合った措置であろうと考えたわけでございます。

○原田立君 そうすると、前の第八条の三ですね。このどんちようやカーテン類の防炎加工について、明年四月一日以降というふうにしてあるのはいま御説明になつたわけですが、四月一日以前に、来年にならなくともやるという、取りかかるといふのは大いにけつこうな話だと思うのだけれども、なかなかそういうものがあるかどうか。それで、もしやらなかつたらどうなるのですか。指導はなさるだらうと思いますけれども。

○政府委員(佐久間彌君) 八条の三の規定でござりますが、むろん、指導いたしましては、法律が成立いたしましたならば、なるべく早く一般に今度こういうことになつたのだ、そこで、法律の施行の前でもできるだけ防炎性能を施したものを使ふようにといふ指導はするつもりでございます。それから法律が施行になりました後にこれをやらなかつた場合にどうかといふ御質問だと思いますが、これにつきまして、実は罰則をつけようかどうかといふことを立法の過程においていろいろ検討もいたしましたのでござりますが、まあ、いきなり罰則をつけて強制することもどうだらうか、むしろ、相當一般にこのことの周知をはかつてきたり段階において、それでもなおやらないものについては罰則で強制する、こういう措置をとることがいいんではないかというようなことで、御提案い

たしたものについては罰則は設けていないわけでございます。しかし、法律上の義務であることは変わりございませんので、指導としては強力な指導をしていくと想つております。それからなお、ものによりますと、立ち入り検査の結果発見いたしましたものにつきましては、消防法の五条の規定によって除去等の措置をとるということもあり得るわけでございます。

○原田立君 強力に指導と言つても、どうもすみません、さっそくやりますと言つて全然ようやらないで半年も一年もほつたらかしになるといふ、そういうおそれが非常にあるのではないか、となると、やっぱり罰則がつかなかつたということは、今度の法改正はちょっとざる法になるのではないか、たいへん失礼な言い方をするようですがれども、そういう心配があるんですけれども、それはどうでしようかね。というのは、先ほど東京都の消防監査の山田さんのお話がありました、地下街に行つてみると、シャッターがおりところに品物を置いてある、調べに行くと、すぐばはずますと言つて、行つてしまつたあとまたもとに戻すと言つて、たいへん苦労しておるというお話をありました。だから、ただ強力な指導と言つても、これは法が守られないようなきめ方であつて、ちょっと非常に手ぬるいのではないか、こんなふうに思つてゐるのですが、どうですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは対象物がなかなか取り締まりの実際から申しますと、非常につかみにくい点もあるわけでございますが、それから技術的にもなお検討をする、研究をもつと進める余地もあるようでござります。それからまた、この前も鈴木委員から御指摘がございましたが、これにつきまして、やはり罰則をつけるべきものじやなかろうかと思つておるわけでございます。

○原田立君 同じといふような意見だけれども、カーテンを何枚も使つておりますといふと、これは前から使つておつたのだ、これは新しくやつたことから考えてみますといふと、同じ一軒の家で

ふうな段階を踏んだほうがいいのではないかかと、かように判断をいたしたわけでございます。

○原田立君 どんちようも衣料品でありますし、カーテンも衣料品でありますけれども、カーテンといつても、こういうふうに分厚いカーテンもありますが、これはカーテンというのではなくて、薄いペラーラのものもあるし、薄いペラーラなものでやるといふのはどうかなというよう

な、それこそ、そつちのほうが行き過ぎじゃないかという気がするわけです。でたとえ織物でありますとしても、どんちようとカーテンと一緒に使うといふこととどない無理なんじやないですか。これは法が守られないようなきめ方で、ちょっと非常に手ぬるいのではないか、こんなふうに思つてゐるのですが、どなつか。

○政府委員(佐久間彌君) これは対象物がなかなか取り締まりの実際から申しますと、非常につかみにくい点もあるわけでございますが、それから技術的にもなお検討をする、研究をもつと進める余地もあるようでござります。それからまた、この前も鈴木委員から御指摘がございましたが、

は一般品、特にカーテンなどは一般化されおりませんし、それで、たとえば、どんちようなんかでも、劇場とか旅館、こういうところは営業場所ははつきりしておるわけです。だから、これをみなれば、ものによりますと、立ち入り検査の結果発見いたしましたものにつきましては、消防法の五条の規定によって除去等の措置をとるといふことと、なかなかはなならないということとは全く違ひないと。従来のすでに使つているところ、これなども当然そこにこの法が及んでいくようなことを考へなければ、何度も言つようですが、ほんとうのざる法になるんじやないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(佐久間彌君) 最初におつしやいましたが、これはカーテンといふことで、強制をつける必要があれば罰則をつける、こういうふうな段階を踏んだほうがいいのではないかかと、かのように判断をいたしたわけでございます。

○原田立君 もって強制をするといふことがはなしてどうだろ、四月一日以降新たにつくるところはこうしなければなりませんが、何度も言つようですが、これが、どこにありますか。これはカーテンでも抑えようといふわけじやございませんで、地下街、劇場、キャバレー、旅館、病院その他政令で定める防火対象物といふので、政令で定める防火対象物につきましては、集会場、演劇場あるいはホテル、老人福祉施設といったよろな不特定多數の者が集合、集会いたしますところでありますとか、あるいは避難能力が非常に劣つておりますような方々を収容しておる場所でありますとか、そういうよろなところだけに限りまして、そこで使用するどんちよう、カーテンといふことにいたしておりますが、どうかといふことから、かように思つておるわけでございます。

それからなお、現に使用中のものは適用の対象としないということについて、これはざる法にならんじやないかという点でございますが、率直に申しまして、私どもも、現に使用中のものにつきましても、防炎性能を義務づけるといったようなことをいたしますのが、もう私どもの立場からいたしますと非常に望ましいことでござります。しかし、ものによりますると、防炎処理をいたしますために相当な経費を要するものもあるわけでござりますので、まあ一般的の立法の立て方といたしまして、若干の経過規定を置くというのが通例の

して、お互いに討議をいたしておられます。それらの結果も十分この審議会のほうにお取り上げいただいておりますので、この答申に盛られております。建築基準法関係のことにつきましては、建設省当局もおおむね賛意を表した形になつておるわけでございます。

それから、答申ができましてから、その後の立案作業の過程でございまして、これも當時連絡を主管課同士でとつておりました。私どもといたしましても、向こうの素案を拝見をいたしまして、この点はまだ審議会の答申からするというと、不十分じゃないかというようなことも指摘をいたしまして、いろいろ話し合いをいたしております。私も住宅局長と二、三度話し合ったこともございますが、住宅局長も今回の建築基準法の改正につ

○原田立君 建築と消防はいろいろと関係も深いし、常時設置してあるような連絡会議なんでものの窓口になつて建設省と交渉している、こういうことですね。

○原田立君 そうすると、消防庁は予防課長がそれまで、私どもとしては大体この答申が尊重されますように期待もいたしておりますし、今後さらにしていきたい、かように思っております。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございま

す。

○原田立君 建築と消防はいろいろと関係も深いし、常時設置してあるような連絡会議なんでものの窓口になつて建設省と交渉している、こういうことですね。

○政府委員(佐久間彌君) 常設の連絡会議といらものは別にこしらえておりませんけれども、私どもが三階で住宅局が四階でございますから、これは常時必要があれば接触をいたしております。

○原田立君 三階と四階だから常時やつているということで連絡はうまくいくと思いますけれども、やはりこういう高層ビルの火災あるいは地下街の問題、火災ですね。これらは非常に激発しそうでござりますので、建築基準法の作業につきましても、私どもとしては大体この答申が尊重されますように期待もいたしておりますし、今後さらにしていきたい、かように思っております。

○政府委員(佐久間彌君) 三階と四階と申しますのはちょっと訂正させていただきますが、昨年、建設省が新しい庁舎をうしろへ建てましたので、それからはちょっと隣同士になりましたが、しかし、非常にお互いの意思の疎通をよくいまはかつておりますので、わざわざ連絡会議という名前のもとございませんでも、実質的に連絡会議を持つたような形で常時接触をさせておりますし、今後もさようにやってまいりたいと思います。

○原田立君 十分そのつど連絡をするということは、その答弁は私としては、はなはだ不満足なんですね。やはりこういう都市対策的な面からいっても、問題が起きてから相談するというのではなくに、問題が起きない前に、法律並びにいろんな諸点を検討してやっていくのが、ほくは消防庁長官の役目じゃないかと思うのです。いままでのいろんな取り上げ方を見ると、事故が起きてからいつも手をつけている、いつも後手後手じゃないですか。だから、消防力の問題にしても、大東京だってまだ六割か七割だといらよくな、こんな始末、そういう後手後手といふようなことではないに、やはりこちら辺で先手先手といくべきじゃないか、そういうことで常置の連絡会議等を持っていったほうが、むしろもっと建設関係なんかに消防の意向といふものが強く反映するのではないか、こんな気でいるわけです。それはやらぬといふことだけれども、そういう方向で検討なさったほうがいいのではないか、これはほくの意見ですから。

それと、最近大都市ばかりではなく、地方の中都巿等も商店街のビル化、あるいは不燃化が著しく進んでおり、さらに交通難とともに相まって地下街があふえてきている。防火的見地から見れば、危険なことになるのですから、これは三階と四階だから、近いからいいというのではなくて、當時、連絡會議を持つていうような方向に向いたほうがいいんじゃないでしょうか。

要素は、たゞ大都市ばかりではなく、中都市にまでも全部及んでいる。それで、プロパンガスの問題、これは去年やりましたけれども、こういふプロパンだとか、あるいは新建材等の対策はどういうふうになさるのか、あるいは中都市の消防力は総体的に低下している現状なんですか。そういう中都市の充実策、これはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(佐久間彌吉) 新建材の点につきましては、昨年御審議をいたしました際に、私どものほうの改正と並行して、通産省で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案を立案中だということを申し上げましたが、その後、御承知のように、この法案が昨年末の臨時国会で成立をいたし、今年の三月一日から施行になつております。で、この法律によりますると、保安の基準につきましては、産大臣が消防庁長官の意見を聞かなければならぬことになります。そこで、それから施設の許可をするについては、関係の消防機関の意見書を添付しなきいかぬといったようなことになつておりますので、法的措置としては、当面、私はこれで消防機関としてはこれらの規定を十分活用することによって、プロパンに対する対策が取り得るんじやなからうか。そこで、できるだけこの法律の運用がよろしきを得ますように、現在指導をいたしておりますところでございます。

それから中都市の消防力が貧弱じゃないかといふお話をございまして、これは確かに御指摘のよ

うに、中都市の様相がどんどん変わってきております。高層建築物もどんどんできてきておりますし、危険物施設もどんどんふえてきております。そこで、中都市の消防力の充実につきましては、私どもも格別関心を持って協力をしてまいりたいと思っておるわけでございますが、具体的には消防施設の国庫補助金あるいは起債等の配分にあたって、できるだけ積極的に消防力を拡充しようとすることをこちらからも呼びかけをしてやつております。○原田立君 建築基準法を改正しなきゃならないということを進んでいるんだらうと思うんですねけれども、それは東京消防審議会が答申した、あの内容で進めていくのか、何か消防庁としても基本要領というようなのは持つておやりになつているのですか。

○政府委員(佐久間彌君) 基本方針と申しますが、私は、まあ、高層建築物なり、地下街におきましては、この内装材料については、原則として不燃材料を使わせると、こういうような規制をすべきだと思つております。しかし、まあ、これらにつきましていろいろ建材の種類もございましょうし、技術的な問題もございましようから、こまかい点は建設省でも御検討願い、私どものほうでもいろいろ消防研究所にも検討させておるわけでございますが、基本的な考え方は、超高層、地下街の場合には不燃材料でなければならぬ、こういうようなことにすべきじゃないか、そういう構想で考えておるわけでございます。

○原田立君 不燃材料といったて建物はコンクリートでできるんだらうけれども、中のいろいろな施設まで不燃材料と、そういうことですか。中には、それこそカーテンだつてれだし、机は木だし。

○政府委員(佐久間彌君) 法律上は不燃材料、あるいは準不燃材料、難燃材料というような幾つかの段階を設けております。その段階の区別については技術的にいろいろあるようですが、私も詳しく述べ知いたしませんが、要するに、私、不燃材料

○原田君　実はこれは何新聞だったか、ちょっと新聞は忘れましたが、その社説の中に、火災を出さないような設計、これがまず第一番、第二番手に、出しても被害を最小限度にとどめるような各種の配慮、三番目に、最後の場合に備えての計画、これがすべてそろって、そして建築許可がおられるという、そういうような仕組みにしなければならないのじゃないか、こういうような意見が載つておりましたけれども、そんな点はどうなんですか。そういうような意味合いの考えもありますて、それを建設省なんかにも主張するというのかどうか。そこら辺を聞きたかったわけなんですが、どうか。そういうようなお考えはないんですね。
○政府委員(佐久間彌君)　こまかい点は私も正確

○原田立君 第四条の二に、「当該管轄区域内の消防団員（消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。）に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。」といふふうになるわけですが、第四条の場合には非常勤の消防団員とし、ここでは非常勤の消防団員としたのは、これはどういうわけですか。

○政府委員（佐久間彌君） これは条文の整理の関係でございまして、第四条で今まで新たに常勤の消防団員を加えることについていたしましたので、したがいまして、第四条の二には、今まで消防団員となりましたもののなかから、常勤の消防団員の分はもう規定が要らなくなつたわけでありますから、ここでそれをはつきりいたしましたために、第四条

ければならない。また、指定都市は消防学校を設置することができる。こういうふうにあるんですけれども、その構成、規模、内容、期間等は具体的にどういうふうになっているんでしょうか。あるいはまた消防の場合には、従来、人手不足とか予算不足とか、こういわれていて、はたしてこういう規定をつくつてもきちんととしたものがつくられるのか、そういう財政的裏づけなどがあるのかどうか、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(佐久間彌君) 消防学校につきましては、二十六条の第一項の規定で、都道府県は設置しなければならないと、こういうことになつておりまするから、数年前から都道府県に対しまして、建築をいたします場合の経費について国庫補助の対象にいたしまして奨励をしてまいつたわけですがあります。そこで、現在は四十一道府県に消防学校がでてあります。それから今度の改正案を

るので、まあ私どもとしては、この際、全国の消防学校の教育内容の質を一定のところまで上げるようにならなければならない。そういたしますには、ひとつ消防庁が、たとえは初任教養においてはこういう内容で何ヵ月ぐらいやるといふを基準にしきるといふような基準を示すようにしたい。そうして、それに応じて、財政的には交付税の基準財政需要額に算定されになりますが、これにつきましても、さらに充てるようにしていきたい、こうしたのが二十六大関係の改正の趣旨でござります。

○原田立君 その一つの消防署からほんの少數の人々が全県的に集められてやるのだろうと思うのですが、訓練に出したので人手不足といふことで、訓練に出したあと職員の手薄化ということなこと、そういうことは考えられないのですが、こういう心配はないのかどうか。

にはもう少し検討をいたした上でお答えしなきや
いかぬかと思ひます。が、気持ちといたしましては、
先生のおつしやいますように、建築の設計、計画
の段階におきまして、ただいま御指摘のありまし
たような点を十分配慮してやるべきだと、かよう
に思います。

○原田立君 じゃ、そうすると、常勤、非常勤にかかるらず、消防団員にはどういう立ち入り及び検査または質問させることが全部にできるんだと、こうしたことですね。

○政府委員(佐久間靈君) ちょっと違うんでござりますが、現在、現行法では第四条の二で消防団員はできるわけであります。第四条の二は防火対象物の限定をいたしまして、それからまた期日、期間を限定をいたしまして、特に必要がある場合ということで非常にしぼっておるわけでござります。ですから、現在は消防団員にはそうした非常な限定を受けた制限のもとでしか立ち入り検査ができない。しかし、その消防団員の中で、今回は常勤の消防団員には消防職員と同様な立ち入り検査権を与えることにしようと、こういうことにいたしましたわけございます。

○原田立君 よくわかりました。

九条の規定による消防職員及び消防団員の訓練機関がつくられております。これはまあ実際は通称消防学校と申しておりますが、法律的には都道府県のつくるものだけが消防学校で、大都市のつくるものは訓練機関と、こういうことになつておりますが、内容は大都市のつくつておりますが、内容は大都市のつくつてあります。防訓練機関は非常に充実いたしております。そこで、今度は都道府県の消防学校と、それから大都市のつくつてあります。防訓練機関も、これは消防学校という名称にいたしまして、これを大いにさらに教育内容を充実していきたい。と申しますのは、現在は学校はかく多くの府県にできましたけれども、その行なつております教養訓練の内容につきましては、たしか二県は六ヶ月、初任教養をいたしておりますが、大半の府県は初任教養が三ヶ月未満でございます。ひどいところは一ヶ月なるかならぬかといふくらいのところでござります。そこで、同じ消防職員の初任教養につきましても、非常なレベルにつきまして格差があるわけでござります。しかし、法律の改正のたびに消防職員の責任が重加されてまいってきております。

○政府委員(佐久間彌君) 現実にはそういう心配があるわけでございます。そこで、小さな市町村になりますと、消防学校へ出しても、その間、人手が足らなくなるということ、なかなか出しきれないということになるわけであります。そこで、本年度から政令で、新たに消防本部署を置くことによって指定をいたしましたところにつきましては、本部署が発足をいたします準備期間の間に、署員の予定者に消防学校の訓練を受けさせる、そのため発足が何月かおくれてもいいじゃないかというような指導をしてまいりたいと思っておるわけでござります。

○原田立君 発足がおくれていいということになると、それはあまりよくなないと思うのですが、ただ、要するに、学校はつくつたけれども人員が不足で出せない、そこに出ればもつとしっかりした専門知識を得てたいへん力になるのに、出なかつたばつかりに位置を譲つて大火になつてしまつたといふようなことがあっては何にもならぬ。これはおくれてもいいだなんということは、私は、うんとうなことと言ふわけにいかないけれども、そちらの辺のちやんとした訓練が受けられるよう体制としてはすべき

かかる経費を基準財政需要額に算入いたしますので、四十三年度から五十六年度までの各年度に限つて、以下に定めておきますよろしく、よりまして特別事業債償還交付金といふのを出すという、これが根拠の規定でございます。

第十項は、その特別事業債償還交付金の総額は、四十三年度分はもうすでに決定をしておりますので、九十億円と定め、四十四年度から五十六年度までの各年度分にあつては政令で基準を定めまして予算に計上した額とする、こういうことでござります。政令におきましては、各年度分の元利の償還額を書きまして、それにその前年度の交付団体分の需要額の比率を定める、それを乗じたものを毎年の償還交付金の額とするというふうにしたいと思つております。要するに、交付団体分の元利償還金を毎年度定めていく、そういう基準を、計算の基礎を政令に書きたいと存じております。

それから十一項からは、特別事業債の償還交付金につきまして普通交付税と同じように扱つて計算をしていくという技術的な規定でございます。それから一ページの別表、これは御承知のように、単位費用の金額の改正でござります。人件費等を含んでおりません。特定の費目を除しましてはほとんどの費目につきまして単位費用を改定をいたしております。

なお、一五ページのところに、特別事業債償還費、これにつきましては、県分は千円につき百二十六円、それから一九ページに、市町村分は千円につき九十円といふことになつております。府県と市町村で違いますのは、府県には政府資金以外の公募資金を割つておりますので、それだけ償還金利分が高くなつているということでござります。それから二ページの附則でございます。二項で、四十三年度におきましては災害復旧事業債について繰り上げ償還をすることにいたしておりますので、それに必要な測定単位を四十三年度限り設けるという規定でございます。その二ページ

の「七災害復旧費」の終わりから二行目がそれでございます。「災害復旧事業費の財源に充てたりまして特別事業債償還交付金といふのを出す」という、これが根拠の規定でございます。

それから第二項の表の中の改正は、いま申し上げました繰り上げ償還の対象となる測定単位の説明についての規定でございまして、その規定は、すつとめくつていただきまして、三〇ページから三一ページに改正して付け加わる部分が書かれてございます。「三十九の二」としてございますが、そこには、「國庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は國の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため昭和四十年度から昭和三十七年度までの間に発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものに係る昭和四十四年度以降において償還すべき元金を昭和四十三年度において繰り上げて償還する場合における当該償還すべき元金」ということでござります。いま申し上げましたのは府県分及び市町村分通じてでございまして、その際の単位費用につきましては、三二ページに、千円について千円の額を財政需要額として計算をするということにいたしております。

それから、三二ページの最後の行の第三項は、後進地域の開発に関する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律、その中で、過去三ヵ年の財政力指数を使うことになつておりますが、昭和十一年度は特別事業債の発行がございました特別な年でございますので、その年度は除外をして三年間の平均を取るのだといふ規定でござります。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の内容でございます。

それでは、続いて地方財政計画について御説明をいたします。

最初の一ページに策定の方針が書かれておりま

す。そこにござりますように、一つは税負担の軽減をはかる。

それから第二は、「財源の適正かつ効率的な配分につとめ、地方経済の重点化を徹底する」とい

う考え方のもとに、(1)として、道路目的財源の充実をはかる。それから(2)に、「道路交通安全施設の設置に要する費用に充てるため」の「交通安全対策特別交付金を交付する」。それから(3)は、「過疎・過密策の一環として、『都市過密対策事業、辺地対策事業および公共用地の先行取得事業等に要する地方債を増額するとともに、地方交付税配分の合理化を推進する』」。それから(4)は、「地方公務員の給与改定等年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保する」。

を講じております。

そこで、便宜、歳出のほうの一四ページ、歳出の概要というところがございますが、これからごらんをいただいたいと思います。以上の方針に沿つて改定されましたが、昨年の給与改定の平年化、それから昇給等に基づく増、特別職の給与等の改定増、それから警察官及び高校教員等人員増に基づく増、それぞれ法律、政令等に定められております増員分でござります。それから規模は正による増、規模は正による増といたしまして、三万四千六百六十九人を新たに財政計画の中に組み入れたのでござります。それから定員合理化によります減は、警察官、消防職員、それからから第四は、「一般財源の増加に伴い、地方債について、償還期限を繰り上げて償還を行なう」、それから第四は、「一般財源の増加に伴い、地方債について、償還期限を繰り上げて償還を行なう」、それから第六は、超過負担問題の解決をはからう。来年度は三百二十億円の超過負担の解消といふのをはかつてあります。それから第五は、特別事業債償還交付金といふのを交付すること、それから第六は、超過負担問題の解決をはからう。来年度は三百二十億円の超過負担の解消といふのをはかつてあります。それから最後に、地方財政の実態を考慮して人件費等について規模は正を行なう。計画に盛られておりませんでした部分につきまして、捨てるものについては今回計画に新たに入れることにいたしました。

それから第四の柱といつしましては、地方公務員全体で二千四百八十四億と、それに恩給費を加えまして、給与関係経費として二千五百四十七億、そのうち一般財源としては二千百四十九億円、こういうことでござります。

それから第二は、一般行政経費としまして、その内訳として、国庫補助負担金を伴うものの、いわゆる生活保護、結核、児童保護、精神衛生等の国庫負担金を伴うものは、それぞれ國の予算に対応して計上をいたしております。それから、国庫補助負担金を伴わないものとして千六百四十一億円、新たに去年よりも増加計上をいたしております。この中には、一方では節減の八十九億円を含めておりますが、反面では、年度内に追加需要と

して起ころるであらう経費として八百五十億円をこ

こに計上をいたしております。こういうふうにし

まして、一般行政経費全体としましては二千三百三

十八億円の増、うち一般財源として千七百四十九

億円の増、こう相なつております。

それから次に三番目に公債費でございますが、

六百六十三億の増、この中には二百五十億の繰り

上げ償還分が入っております。

それから維持修繕費は從前と同じようなべース

でござりますが、若干の節減をいたしております。

それから五番目に、投資的経費としては全体と

して二千六百億でございますが、このうち直轄事

業並びに国庫負担金を伴るものにつきましては、

それぞれ国の予算に対応するものを計上いたして

おります。それから國庫補助負担金を伴わないも

のにつきましては九百九十二億円の増を立ててお

りますが、その内訳としまして、普通建設事業と

して九百七十九億円、さらにその内訳として一般

事業費は三百九十億円、長期計画事業費——御承

知的道路でありますとか、港湾、治水、そないつ

たような長期計画事業費につきましては四百五

億、それから交通安全対策事業費として百八十四

億円、こういうようなものを含めて國庫補助負担

金を伴わぬいわゆる単独事業に計上をいたして

おります。

それから六番目は公営企業の繰り出し金、先ほ

ど方針のところで申し上げましたような考え方のも

とに百三十五億円を計上いたしました。

最後に、不交付団体における平均水準をとえる

必要経費として六百三十八億円。

全体で、歳出の増として八千三百三十七億円

と、こういうことでござります。

で、前に戻っていただきまして三ページでござ

います。三ページは歳入について地方税、それか

ら地方譲与税、地方交付税、特別事業償還交付

金、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、地方

債、使用料及び手数料、雑収入と、こういうふう

にそれぞれの費目につきまして歳入の見積もりを

いたしております。

増減額を額の大きいのを申し上げますと、地方

税は四千六十二億円、昨年に比して二一・一%の

増でございます。それから地方交付税は二千百九

十二億円の増、これはすでに四百五十億円、二百

五十億円の操作をした後の数字でございます。前

年対比二四・六%でございます。それから特別事

業償還交付金と交通安全対策特別交付金は、そ

れぞれ本年度から新しい費目でございます。國庫

支出金につきましては千五百六十三億円の増、特

にそのうち公共事業費につきましては七百二十二

億円の増、こういうことになつております。地方

債は前年対比三十八億円、依存度を引き下げた関

係上、伸びが少なくなつております。

こうしてできました歳入のトータルは五兆六千

五一億円でございまして、前年対比八千三百三

十七億円、全体としては一七・五%という伸びで

ござります。なお、國の予算は、昨年の当初に対

してやはり一七・五%の伸びと、こうしたことで

ござります。そして五ページをこちらをいたさ

たいと思います。

歳入歳出のそれぞれの構成比があがつております。

歳入につきましては、昨年と比較をいたしま

すと、地方税、交付税で二%、一%と増になつて

おります。反面、國庫支出金と地方債でそれぞれ

減が立っております。それから歳出のほうでは、

給与関係経費で一%の減、一般行政経費で一%

増、そのほか投資的経費が一%減になつております。

が、最後の平均水準をとえる必要経費で増で、

全体が一〇〇になつております。

以上が大体地方財政計画の概要でございます。

六ページ以下はそれぞれの内訳資料でございま

す。

簡単でございますが、説明をさせていたしました。

○委員長(津島文治君) 両案件に対する審査は後

日に譲りたいと存じます。

次回は、四月二十五日午前十時三十分開会の予

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

一、山岳遭難救助活動費の國庫負担に関する請願 第三五四四号 昭和四十三年四月五日受理

二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

二十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

三十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

四十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

五十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

六十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

七十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

八十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百一十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百二十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百三十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十五、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十六、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十七、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十八、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百四十九、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百五十、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百五十一、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百五十二、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百五十三、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

一百五十四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案</

昭和四十三年五月一日印刷

昭和四十三年五月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局